

国官会第314号
国地契第9号
平成22年5月20日

各地方整備局総務部長等 あて

国土交通省大臣官房
会 計 課 長
地 方 課 長

「入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続の運用について」の
一部改正について

最近の建設業を取り巻く環境にかんがみ、企業の経営評価に関して、市場機能を活用したりリアルタイムの評価を一層進めるため、今般、入札ボンド（入札保証金を含む。以下同じ。）の対象工事の拡大を促進し、併せて、入札ボンドの発注者への提出時期を入札書の提出期限の日までとすることが、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年5月20日付け国総入企第2号）により国土交通省建設流通審議官から各省庁官房長等あて通知されたところである。

これを受けて、「入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続の運用について」（平成18年10月16日付け国官会第1034号、国地契第67号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記4を次のように改める。

4 予算決算及び会計令第86条第1項に定める調査を実施する場合の増額変更の取扱いについて

政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象でない工事において、入札参加者が金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除されていた場合（契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。）であって、当該入札参加者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項に定める調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象となった場合における予約に係る保証金額の増額変更については、以下のとおり取り扱うものとし、現場説明書に別添2の現場説明書記載例により、説明事項を記載するものとする。

- (1) 契約担当官等は、金融機関等の契約保証の予約を受けたことで入札保証金を免除されていた入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、当該入札参加者に対し速やかに、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を求めることとし、落札決定の日までで契約担当官等が定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約担当官等は、入札参加者から(1)の変更契約保証予約証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
- イ 名宛人が契約担当官等であること。
 - ロ 契約保証の予約を行う者が、契約保証予約証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 予約に係る保証金額を増額する旨の記載があること。
 - ニ 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。
- (3) 契約担当官等は、(1)の変更契約保証予約証書を保管しておくものとする。

別添2 現場説明書記載例を次のように改める。

別添2 現場説明書記載例

競争入札に参加しようとする者は、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

- 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
- 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書
- 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書
- 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券
- 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

[注] ○ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項に定める調査の対象となった場合には、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。

附 則

この通知は、平成22年8月1日以降に入札公告手続を開始する工事から適用する。